

平成30年4月10日

消費生活用製品の重大製品事故に係る公表について

消費生活用製品安全法第35条第1項の規定に基づき報告のあった重大製品事故について、以下のとおり公表します。

1. ガス機器・石油機器に関する事故 1件
(うち開放式ガス瞬間湯沸器(都市ガス用) 1件)
2. ガス機器・石油機器以外の製品に関する事故であって、
製品起因が疑われる事故 1件
(うち食器乾燥機 1件)
3. ガス機器・石油機器以外の製品に関する事故であって、
製品起因か否かが特定できていない事故 2件
(うち携帯電話機(スマートフォン) 1件、
カイロ(足首用) 1件)
4. 製品起因による事故ではないと考えられ、今後、製品事故調査判定合同会議(※)
において、審議を予定している案件
該当案件なし

1. ~ 4. の詳細は別紙のとおりです。

※正式名称は「消費者安全調査委員会製品事故情報専門調査会及び消費経済審議会
製品安全部会製品事故判定第三者委員会合同会議」という。

5. 留意事項

これらは消費生活用製品安全法第35条第1項の規定に基づく報告内容の概要であり、現時点において、調査等により事実関係が確認されたものではなく、事故原因等に関し、消費者庁として評価を行ったものではありません。

本公表内容については、速報段階のものであり、今後の追加情報、事故調査の進展等により、変更又は削除される可能性があります。

【本発表資料の問合せ先】

消費者庁消費者安全課(製品事故情報担当)

担当: 柳川、平野、牧野

電話: 03-3507-9204(直通)

FAX: 03-3507-9290

■消費生活用製品の重大製品事故一覧

別 紙

1. ガス機器・石油機器に関する事故(製品起因か否かが特定できていない事故を含む。)

| 管理番号 | 事故発生日 | 報告受理日 | 製品名 | 機種・型式 | 事業者名 | 被害状況 | 事故内容 | 事故発生都道府県 | 備考 |
|------------|------------|-----------|-------------------|--|------------------------|--------------|--|----------|----|
| A201800007 | 平成30年3月23日 | 平成30年4月5日 | 開放式ガス瞬間湯沸器(都市ガス用) | RUS-V51YT(東京ガス株式会社 ブランド:型式 KG-405SG) | リンナイ株式会社(東京ガス株式会社ブランド) | CO中毒 軽症3名 | 飲食店で当該製品を使用中、一酸化炭素中毒により3名が軽症を負った。当該製品の使用状況を含め、現在、原因を調査中。 | 東京都 | |

2. ガス機器・石油機器以外の製品に関する事故であって、製品起因が疑われる事故

| 管理番号 | 事故発生日 | 報告受理日 | 製品名 | 機種・型式 | 事業者名 | 被害状況 | 事故内容 | 事故発生都道府県 | 備考 |
|------------|------------|-----------|-------|---------------------|----------------------|------|---|----------|----|
| A201800008 | 平成30年3月18日 | 平成30年4月6日 | 食器乾燥機 | VD-30GF(株式会社東芝ブランド) | 金澤工業株式会社(株式会社東芝ブランド) | 火災 | 施設で当該製品を使用中、当該製品及び周辺を焼損する火災が発生した。現在、原因を調査中。 | 福井県 | |

3. ガス機器・石油機器以外の製品に関する事故であって、製品起因か否かが特定できていない事故

| 管理番号 | 事故発生日 | 報告受理日 | 製品名 | 被害状況 | 事故内容 | 事故発生日都道府県 | 備考 |
|------------|------------|------------|----------------|------|--|-----------|-------------------------------|
| A201700843 | 平成30年2月16日 | 平成30年3月30日 | 携帯電話機(スマートフォン) | 火災 | 店舗で当該製品のバッテリーを交換中、当該製品及び周辺を焼損する火災が発生した。当該製品の修理状況を含め、現在、原因を調査中。 | 埼玉県 | 事業者が重大製品事故として認識したのは平成30年3月20日 |
| A201800009 | 平成30年2月22日 | 平成30年4月6日 | カイロ(足首用) | 重傷1名 | 当該製品を使用して就寝中、足に低温火傷を負った。当該製品の使用状況を含め、現在、原因を調査中。 | 神奈川県 | 事業者が重大製品事故として認識したのは平成30年3月27日 |

4. 製品起因による事故ではないと考えられ、今後、製品事故調査判定合同会議において審議を予定している案件

該当案件なし

食器乾燥機（管理番号：A201800008）

